

職長・安全衛生責任者講習のご案内

石狩商工会議所では、(株)日立建機教習センタ様のご指導のもと、標記講習を下記により実施しますので、該当となる方は是非受講されますようご案内申し上げます。なお、受講者には修了証を交付いたします。

記

日時	平成28年2月10日(水)・11日(木) 両日とも8:00~17:00
会場	日立建機教習センタ北海道教習所(石狩市新港中央2丁目766-3)
参加資格	石狩商工会議所会員(会社役員・個人事業主および従業員) <u>定員10名様(先着順)</u>
受講料	おひとり20,000円(税込・テキスト代含む)
申込方法	下記申込書に必要事項をご記入のうえ、 <u>1月15日(金)までに</u> 当会議所指導課(TEL72-2111・FAX72-2577)へお申し込みください。
お振込の場合	金融機関:札幌信用金庫 石狩支店 種別:普通預金 口座番号:3260251 口座名:石狩商工会議所 会頭 三津橋 昌博

■「職長・安全衛生責任者講習」とは…

労働安全衛生法第60条で、「建設業、製造業では、新たに作業中の労働者を直接指揮・監督する立場となった者に対して、安全衛生教育を行うこと」が義務づけられており、また、合計12時間のカリキュラムが定められています。これを職長教育と呼んでいます。

労働安全衛生法第16条で、「建設業では50人以上の労働者が働く工事現場(隧道工事などは30人以上)に入る下請け事業者は安全衛生責任者の選任」が義務づけられており、また、この安全衛生責任者が労働災害を防ぐために必要な教育内容が厚生労働省から示されています。これが安全衛生責任者教育で、合計7時間のカリキュラムです。

ただし、この2つの教育を同時に実施する場合は合計で14時間のカリキュラムでよいこととなり、今回開催する講習はこの2つをまとめた講習で、これによって2つの教育を修了したことになり、受講後は「修了証」も発行されます。

製造業の方も、製造物の据付け工事に現場へ入った場合など、元請けや発注者側から「安全衛生責任者教育」の講習修了を求められることもありますので、ぜひこの機会をご活用ください。

石狩商工会議所 指導課 行 (FAX:0133-72-2577)

職長・安全衛生責任者講習 受講申込書

事業所名								
電話番号			担当者名					
受講者氏名			受講者役職名					
生年月日	昭和	平成	年	月	日	性別	男	女
受講者氏名			受講者役職名					
生年月日	昭和	平成	年	月	日	性別	男	女

※ この受講申込書は、当所事業以外の目的には利用いたしません。